

入札保証金説明書

1 入札保証金の額

見積もる契約金額の100分の5以上とします。もし足りない場合、入札は無効となります。

2 入札保証金の還付

入札保証金は入札終了後に還付します。ただし、落札者の入札保証金は、納付すべき契約保証金の全額または一部に充当します。

3 入札保証金の免除

次のいずれかに該当するときは、入札保証金の全部又は一部の納付を免除することができます。ただし、落札者が契約を結ばない場合は、損害賠償金として見積金額の100分の5を徴収します。

ア 入札に参加しようとする者が入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出した場合。

イ 国（独立行政法人、公社及び公団を含む。以下同じ。）又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した二以上の契約をすべて誠実に履行したことを証明する書類を提出する場合。

4 入札保証金の納付方法等について

(1) 納付方法

ア 「入札保証金納付書発行依頼書」（第4号様式）及び「債権・債務者登録申出書」※に必要事項を記入し、沖縄県こども未来部子育て支援課（担当：登野盛 TEL 098-866-2457）へ提出してください。

※「債権・債務者登録申出書」は、すでに登録済みの場合は不要です。

イ 上記依頼書に基づき納付書を発行しますので、納付書に記載されている金融機関において納付し、領収書の写しを入札前に提出してください。

(2) 還付方法

入札終了後、「入札保証金還付請求書」（第5号様式）を提出してください。請求書に記載された口座に振り込みます。